

一般社団法人レーザセンシング学会

会員に関する規則

令和3（2021）年12月22日 制定

令和4（2022）年11月24日 改訂

（目 的）

第1条 本規則は、定款第6条、第7条及び第8条に基づき、会費及び入退会等の手続きについて必要な事項を定める。

（会 費）

第2条 会費を次のように定める。

- (1) 正会員 : 2,000円
 - (2) 学生会員 : 500円
 - (3) 賛助会員 : 1口20,000円、1口以上
 - (4) 名誉会員 : 会費の納入は要しない
- 2 会費は、事業年度毎に納入するものとし、一旦納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。
- 3 会費は、当該年度当初、あるいは入会時の会員資格によって決定する。
- 4 会費は、当該年度の9月30日までに納入するものとする。
- 5 会費を当該年度の前年度若しくはそれ以前の年度で、指定する時期に納入する場合は、会費に割引を適用することができる。

（入会手続き）

第3条 入会を希望するものは、次の事項を添え入会を申し出るものとする。

- (1) 氏名（賛助会員で団体の場合は団体名）
 - (2) 所属機関（賛助会員で団体の場合及び機関に所属していない方は不要）及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、担当者（賛助会員で団体の場合））
 - (3) 希望する種別及び会費の口数（賛助会員の場合）
 - (4) 指導教員等の氏名及び連絡先ならびに学年（学生会員の場合）
- 2 入会が認められた場合、遅滞なく会費を納入しなければならない。

（学生会員の継続等手続き）

第4条 学生会員として継続する場合には、年度末までに新年度の指導教員等の氏名及び連絡先ならびに学年を申し出るものとする。

- 2 年度末までに申し出のない場合、正会員として継続するものとする。
- 3 正会員への資格変更の申し出があった場合、年度途中で会員資格を正会員に変更することができる。

（退会手続き）

第5条 退会を希望するものは、次の事項を添え退会を申し出るものとする。

- (1) 氏名（賛助会員で団体の場合は団体名）
- (2) 所属機関（賛助会員で団体の場合及び機関に所属していない方の場合は不要）及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、担当者（賛助会員で団体の場合））

（再入会手続き）

第6条 定款第10条第1号で会員の資格を喪失している者が再度入会を希望する場合は、第3条に定める手続きの他、滞納していた会費も合わせて納入するものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を有する。

- (1) 学会の催す各種の学術的会合等に参加すること。また、参加にあたって便宜を与えられること。
- (2) 機関誌等に寄稿すること。また、寄稿にあたって便宜を与えられること。
- (3) 学会が目的達成のために実施する事業等へ参加すること。また、参加にあたって便宜を与えられること。

令和3（2021）年12月22日 制定・施行

令和4（2022）年11月24日 改訂

一般社団法人レーザセンシング学会 定款（抜粋）

第3章 会員

（種別）

第5条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 大学、大学院又はこれらに準ずる学校に籍を置く学生等であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人又はこの法人の前身であるレーザ・レーダ研究会若しくはレーザセンシング学会から功労賞を受賞した個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 総会で名誉会員に推薦された者は、前項の入会手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員になるものとする。
- 3 名誉会員が正会員になることは、これを妨げない。

（会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は入会の時及び毎年、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、前項の会費を納めることを要しない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定めるところにより退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。